

審査基準整理票

処分名	指定障害福祉サービス事業者の指定の更新		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）		（条項）第41条第1項
基準法令名	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号） ・ 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日条例第7号） ・ 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第8号）		（条項） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条第4項
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条第4項において準用する同法第36条第3項の各号に該当しないこと並びに大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たすこと。 参考 [根拠法令] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第四十一条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。